

2010. 9. 1

日興MRF

(マネー・リザーブ・ファンド)

追加型投信／国内／債券／MRF

- 本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
 - ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
 - 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
 - ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。
- ＜委託会社＞〔ファンドの運用の指図を行なう者〕
 日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第368号
 ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>
 コールセンター電話番号 0120-25-1404（午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。）
- ＜受託会社＞〔ファンドの財産の保管および管理を行なう者〕
 三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「日興MRF（マネー・リザーブ・ファンド）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2010年8月31日に関東財務局長に提出しており、2010年9月1日にその効力が発生しております。

商品分類				属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
追加型	国内	債券	MRF	債券 一般 クレジット属性 (高格付)	日々	日本

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

＜委託会社の情報＞

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社				
設立年月日	1959年12月1日	運用する投資信託財産の	6兆1,757億円 (2010年6月末現在)		
資本金	173億6,304万円	合計純資産総額			

設定・運用は

日興アセットマネジメント

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

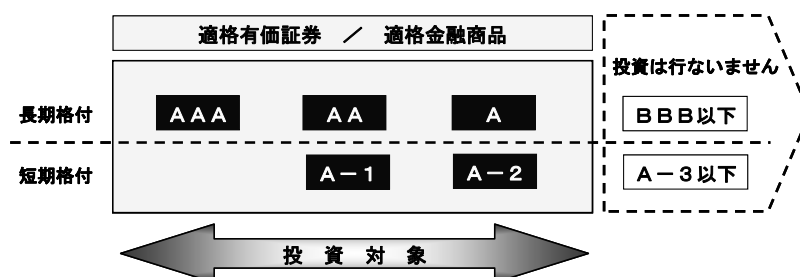
内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

ファンドの特色

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、元本
1) の安全性に配慮し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行な
います。

■ 安全性を高めるために、投資対象を限定しています。

※投資対象は、国債証券、政府保証付債券、適格有価証券および適格金融商品など
とします。



適格有価証券	国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、1社以上の指定格付機関から、第3位（A格相当）以上の長期格付または第2位（A-2格相当）以上の短期格付を受けているもの、もしくは格付のない場合には委託会社が当該格付と同等の信用度を有すると判断したものをいいます。
適格金融商品	上記適格有価証券の規定に準ずる範囲内の金融商品をいいます。
第一種適格有価証券	適格有価証券のうち、2社以上の指定格付機関から、第2位（A A格相当）以上の長期格付または最上位（A-1格相当）の短期格付を受けているもの、もしくは格付のない場合には委託会社が当該格付と同等の信用度を有すると判断したものをいいます。
第一種適格金融商品	第一種適格有価証券の規定に準ずる範囲内の金融商品をいいます。
第二種適格有価証券	適格有価証券のうち、第一種適格有価証券以外のものをいいます。
第二種適格金融商品	適格金融商品のうち、第一種適格金融商品以外のものをいいます。

■ リスク分散をはかるため、同一法人等が発行する有価証券等に投資上限を設けます。

同一法人等が発行した 第一種適格有価証券	+	同一法人等が発行した 第一種適格金融商品	=	信託財産の純資産総額の 5%以下
同一法人等が発行した 第二種適格有価証券	+	同一法人等が発行した 第二種適格金融商品	=	信託財産の純資産総額の 1%以下
第二種適格有価証券	+	第二種適格金融商品	=	信託財産の純資産総額の 5%以下

■ 資金の流動性を充分確保できるような運用を行ないます。

※決済などで頻繁な資金の出入りが予想されますので、換金時に速やかに換金代金の手当てができるようなポートフォリオを構築します。

組入有価証券等に対する投資制限

- ◎組入有価証券等の平均残存期間は、90 日を超えないものとします。
- ◎各組入有価証券等の残存期間は、1 年を超えないものとします。

流動性資産に対する投資制限

- ◎適格金融商品で、かつ取引期間が5 営業日以内のコール・ローンについては、同一法人等が発行したその他の有価証券等を含めて 25% を上限に投資することができます。

■ 為替変動リスクや仕組債等のリスクは回避します。

※外貨建資産（為替変動リスクを伴わないものは除きます。）への投資や、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）および取得時において償還金等が不確定な仕組債等への投資は行なわないものとします。

○市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

2）原則として、いつでも購入・換金が可能です。

購入の場合

- ◇当日が取得日となります。
- ◇当日から収益分配金がつきます。

- ◆翌営業日が取得日となります。
- ◆翌営業日から収益分配金がつきます。

販売会社が定める時刻

時間

換金の場合

- ◆換金代金は、原則として、翌営業日に支払われます。
- ◆換金代金は、原則として元本のみとします。ただし、保有する全部を換金される場合には、翌営業日の前日までに計上した再投資前の収益分配金（税引後）を含めた金額とします。
- ※正午以前に受け付けた場合には、当日に換金代金を受け取ることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3）毎日決算を行ない、信託財産から生ずる利益の全額を分配します。

■ 収益分配金は運用の実績により変動します。

- ・値動きのある有価証券などに投資を行ないますので、収益分配金は運用の実績により日々変動します。あらかじめ一定の成果を約束するものではありません。

■ 収益分配金は、原則として1 ヶ月分を全額まとめて自動的に再投資されます。

- ・原則として、毎月の最終営業日に1 ヶ月分の収益分配金を全額まとめ、収益分配金に対する税金を差し引いた後、自動的に再投資されます。

主な投資制限

- ・株式への投資は行ないません。
- ・わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、適格有価証券に該当しないものへの投資は行ないません。
- ・指定金銭信託を除く金融商品で、適格金融商品に該当しないものへの投資は行ないません。
- ・外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替変動リスクの生じないもの）に限るものとします。

投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

当ファンドは、主に債券を投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- ・公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

リスクの管理体制

- リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理および法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に是正指導を行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

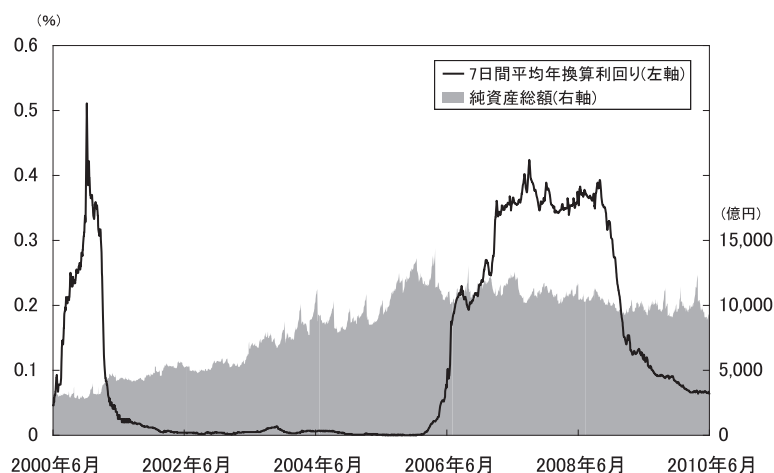
※上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用実績

2010年6月30日現在

■ 7日間平均年換算利回り・純資産の推移

(2000年6月末～2010年6月末)



基準価額.....10,000 円

純資産総額..... 9,122.02 億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万円当たりの値です。

※7日間平均年換算利回りは7日間の平均分配額(税引前)を年率換算したものです。

■ 主要な資産の状況

<組入資産の種類毎の比率>

区分	比率
国債証券	69.0%
地方債証券	0.0%
特殊債証券 (除く金融債券)	0.0%
金融債券	0.0%
普通社債券	0.0%
C P	3.4%
C D	0.0%
その他資産	27.6%
合計	100.0%

※対純資産総額比です。

※「その他資産」は、コール・ローン、指定金銭信託、現先取引、未収金、未払金等です。

<格付別構成比率>

公社債		短期金融資産	
格付	比率	格付	比率
A A A	69.0%	A - 1	3.4%
A A	0.0%	A - 2	0.0%
A	0.0%	A - 3	0.0%
B B B 以下	0.0%	N R	0.0%
		その他資産	27.6%
A 相当以上	0.0%	A - 2 相当以上	0.0%
	0.0%		0.0%
合計	69.0%	合計	31.0%

※対純資産総額比です。

※公社債の「A 相当以上」及び短期金融資産の「A-2 相当以上」は、投資信託協会自主ルール「MMF等の運営に関する規則」の規定に基づき当社が作成したガイドラインで判断したものです。上段は1社の指定格付機関による格付があるもので、下段は指定格付機関の格付がないものです。

※「その他資産」は、コール・ローン、指定金銭信託、現先取引、未収金、未払金等です。

※国内発行体は R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch の順に優先して適用し、海外発行体は、Moody's、S&P、Fitch の順に優先して適用しています。

※日本の国債、政府保証債は AAA 格、格付を付与されていない地方債は、AA 格に含めています。

※政府が保証している C P は A - 1 に含めています。

<組入上位10銘柄>

銘柄	種類	比率
1 国庫短期証券 第117回	国債証券	9.1%
2 国庫短期証券 第104回	国債証券	7.2%
3 国庫短期証券 第101回	国債証券	5.7%
4 国庫短期証券 第103回	国債証券	5.5%
5 国庫短期証券 第98回	国債証券	5.4%
6 国庫短期証券 第118回	国債証券	5.3%
7 国庫短期証券 第105回	国債証券	4.4%
8 国庫短期証券 第106回	国債証券	4.4%
9 国庫短期証券 第78回	国債証券	3.3%
10 国庫短期証券 第92回	国債証券	2.8%

※対純資産総額比です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	取得日の前日の基準価額 - 販売会社が定める時刻までに、申込金額の受領を確認した場合は、購入申込受付日が取得日となります。 - 販売会社が定める時刻を過ぎて、申込金額の受領を確認した場合は、購入申込受付日の翌営業日が取得日となります。 ※「申込金額の受領」とは、販売会社で入金を確認され、かつ、入金に基づき所定の事務手続きが完了したものをいいます。 ※ただし、取得日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回った場合には、購入の申込みに応じないものとし、既に受け付けた購入の申込みを取り消すこととします。
購入代金	販売会社が指定する日時までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の前日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日の翌営業日からお支払いします。 - 換金代金は、原則として元本のみとし、換金申込受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の収益分配金（以下「再投資前の収益分配金」といいます。）は含まれません。 - ただし、保有する全部を換金される場合には、換金代金は、再投資前の収益分配金（税引後）を含めた金額とします。 ※正午以前に換金の申込みを受け付けた場合には、換金申込受付日に換金代金を受け取ることができる場合があります。この場合、換金価額は換金申込受付日の前日の基準価額とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
キャッシング（即日引出）	- 販売会社によっては、キャッシングをご利用になれます。 - キャッシングの申込みにより、換金代金相当額を申込日当日に受け取ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
申込締切時間	販売会社の営業日の販売会社の定める時間までとします。
購入の申込期間	2010年9月1日から2011年8月31日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために、購入の申込みには金額制限などを設ける場合があります。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限（1998年5月8日設定）
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 - ファンドの受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 - 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき - やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎日
収益分配	原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。 ※原則として、毎月の最終営業日に1ヵ月分の収益分配金を全額まとめ、収益分配金に対する税金を差し引いた後、自動的に再投資されます。
信託金の限度額	5兆円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・交付は行ないません。 なお、運用内容などについては、委託会社のホームページをご覧ください。 ホームページ アドレス http://www.nikkoam.com/
課税関係	課税上は、公社債投資信託として取り扱われます。
マル優制度	一定の要件に該当する場合は、マル優制度（少額貯蓄非課税制度）をご利用になれます。 ※販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用					
購入時手数料		ありません。			
信託財産留保額		ありません。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
運用管理費用 (信託報酬)		ファンドの日々の元本総額に対し年率 1.0%以内			
		・ 各週の最初の営業日から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期に係る運用管理費用（年率）は、当該各週の最初の営業日の前日までの 7 日間の元本 1 万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に 100 分の 10 を乗じて得た率以内の率（ただし、当該率が年 0.2% 以下の場合には、年 0.2% 以内の率）とします。			
		・ 上記規定にかかわらず、当ファンドの日々の基準価額算出に用いたコール・レートが、年 0.4% 未満の率の場合の運用管理費用は、当該コール・レートに 0.5 を乗じて得た率以内の率とします。			
		・ 運用管理費用は、毎月の最終営業日または信託終了のときに、信託財産から支払われます。			
		＜運用管理費用の配分（年率 0.2% の場合）＞			
		運用管理費用（年率）			
		合 計	委託会社	販売会社	受託会社
		0.2000%	0.0433%	0.1400%	0.0167%
		※販売会社への配分には消費税等相当額を含みます。			
その他の 費用・手数料		監査費用、組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。			

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の税率です。（非課税制度等をご利用の場合は、異なる場合があります。）

時 期	項 目	税 金
分配時	所得 税 および 地方 税	利子所得として課税 分配金に対して 20%
換金（解約）時 および償還時	所得 税 および 地方 税	利子所得として課税 換金（解約）時および償還時の元本超過額に対して 20%

- 上記は、2010 年 8 月 31 日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

nikko am